

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
118	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務基礎項目評価書【令和5年3月31日 終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務は、事務の一部を外部業者に委託しているため、契約に際して委託事業者個人情報等の保護に係る誓約書を提出させるとともに事業者の情報保護管理体制を確認している。また委託業務従事者からは個人情報保護等に係る確認書の提出を求めることで、特定個人情報の取扱いには万全を期している。

## 評価実施機関名

尼崎市長

## 公表日

令和5年7月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日府政経連第423号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務として、住民税非課税世帯等に1世帯あたり10万円を給付する。なお、本給付金事務は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公的給付法」という。)第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、支給にあたって必要な情報を、個人番号を利用して管理することができる。</p> <p><b>【支給対象者】</b> ・基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯) ・上記のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)</p> <p><b>【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容】</b> ・対象者の抽出にあたり、令和3年度分の課税情報を把握していない者について、個人番号を利用し情報連携にて情報照会を行うことで、対象者の把握を行う。</p>
③システムの名称	①住記システム、②税務システム、③統合宛名システム、④中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税等世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務に係る税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項、別表第一 第100項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号) 第73条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条8号、別表第二 第121項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号) 第59条の4 (3) 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号・デ社第195号・個情第1496号) (特定公的給付の事務に係る市町村民税情報のマイナンバー制度に基づく情報連携について、情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定。それまでの暫定的な措置として、「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続を転用して情報照会を実施することが可能となる特例対応を行う)</p> <p>■情報提供の根拠 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局 臨時特別給付金担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務局 行政法務部 公文書管理担当 郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 電話番号06-6489-6171

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	総務局 臨時特別給付金担当 郵便番号660-0051 兵庫県尼崎市東七松町1丁目5番20号 市政情報センター 電話番号06-4950-6025
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

